

史料 二十一か条要求（1915 年）

第 1 号……

第 1 条 中国政府は、ドイツ国が山東省に関する条約その他
によって中国に対してもっている一切の権利・利益・譲
与などの処分について、日本国政府がドイツ国政府と協定
する一切の事項を承認しなければならないことを約束する

第 2 号 日本国政府および中国政府は、中国政府が南満州
および東部内モンゴルにおける日本国の優越なる地位を承
認することにより、ここに以下の條款を締結した

第 1 条 両締約国は、旅順・大連の租借期限ならびに南
満州および安奉両鉄道の各期限を、いずれもさらに 99
か年※ずつ延長すべきことを約束する

※ポーツマス条約でロシアから継承した権益期限は 1923 年までだった。

『史料明治百年』朝日新聞社，1966 年，口語訳